

就学援助の基準・申請・支給等について

(2013年愛知自治体キャラバンまとめ)

※認定基準を生活保護基準の1.5倍以上としているのが5市町村(9.3%)、1.3~1.4倍としているのが12市町村(22.2%)。大府市で1.0→1.2倍に改善。

※民生委員の証明が必要な自治体が9→6に。2013年度より、刈谷、安城、知立で必要なしに改善。

※生活保護基準引き下げで、今まで就学援助を受けていた世帯にも影響(尾張旭)。一方、豊明市のように現行前の世帯が引き続き受けられるように、就学援助基準を改訂する予定の自治体もある。

※就学援助認定基準の「その他」欄は次の通り。

①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての影響など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可	
合計	—	—	—	—	15	9	32	6
1 名古屋市	1.0	①②③⑤⑥⑦⑩	2,460,000	3,131,000		○		—
2 豊橋市	1.3	①②③④⑤⑥⑦	2,110,000	3,334,000	○			—
3 岡崎市	1.1	生保基準見直しによる影響がないよう対応する	2,040,324	2,933,040		○		—
4 一宮市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩昨年度から生活保護基準額による認定基準設置	1,730,000	2,650,000			○	—
5 瀬戸市	1.25	①②③⑥⑦⑩	1,850,000	3,000,000			○	—
6 半田市	1.0	①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑩別紙「就学援助制度のお知らせ」とおり	約200万	約280万			○	—
7 春日井市	1.2	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩今年度は生保基準引き下げ以前の基準により認定	約175万	約275万		○		—
8 豊川市	1.23	②③④⑤⑦⑧⑨⑩基準引き下げによる影響には注視しながら判断	192万程度	255万程度			○	—
9 津島市	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑨⑩基準引き下げで対象者は縮小となる			○			求める場合あり
10 碧南市	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩かつ、生保家庭に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める場合	1,529,352	2,020,188			○	意見を考慮
11 刈谷市		⑦の認定基準。収入状況の急変等により困窮している世帯については、申請理由等を確認の上審査	2,300,000	3,060,000			○	原則廃止に
12 豊田市	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩1.3倍以上であっても民生委員の現状確認に基づいて判定している	2,095,000	3,185,000		○		必要に応じて
13 安城市	およそ1.0	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩現受給者に影響がでないように	2,380,000	2,420,348		原則○	○	H25より省略
14 西尾市	1.05で検討中	定めていません・校長、民生委員の所見で判断	直近3ヶ月の収入を参考に認定			○		所見必要
15 蒲郡市	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑩今後国の状況をみて就学に支障がないようにする	社会保険料・生命保険料等の控除分が加算されるため、この条件だけでは所得基準額を算出できない				○	—
16 犬山市	1.2	①②③④⑥⑦⑧⑨⑩影響がないよう対応	1,699,804	2,605,003			○	—
17 常滑市	1.3	②③④⑤⑦⑩					○	—
18 江南市	1.2	詳細は別紙のとおり	約220万	約300万			○	—
19 小牧市	1.3	※生活保護基準+市単独基準の1.3倍 25年度は同じ基準。26年度	年齢、居住状況等の情報がなければ金額は算出できない。				○	—
20 稲沢市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	校長の意見、民生委員助言で個別対応		○	継続のみ		必要
21 新城市	1.5	③⑦			○			—
22 東海市	1.2	③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,851,379	2,806,156	○			—
23 大府市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨ 25年度より1.0→1.2へ改善	約1,853,639	約2,808,417			○	—
24 知多市	1.0	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,416,504	2,170,836			○	—

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての影響など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可	
25 知立市	1.4 1.6	愛知県の児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている	(1.6) 253万	(1.4)336.6万			○	H25より不要
26 尾張旭市	1.25	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨基準引き下げによる対象外1世帯あり	算出不可	算出不可			○	—
27 高浜市	1.0	①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 母子・父子家庭は1.5倍。25年度認定に際しては影響なし	2,130,000	2,180,000			○	—
28 岩倉市	1.1	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩			○			—
29 豊明市	1.2	26年度からの審査内容を現在の受給者と同等になりよう基準を見直す	約165,000	約219,000	○			—
30 日進市	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	約207万(控除なし)	約322万(控除なし)			○	
31 田原市	1.25	基準引き下げで対象者に影響でないよう対応	1,771,065	2,713,980		○		意見踏まえ
32 愛西市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	概ね1,958,000	概ね3,303,000	○			—
33 清須市	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧	※家賃など詳細が不明なため回答不可				○	—
34 北名古屋	1.2	①②③⑤⑥⑦⑩派遣切り等急激な収入の減少、解雇により無職になった方	※生活保護基準の1.3倍未満				○	—
35 弥富市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,970,000(持ち家)	2,580,000(持ち家)			○	—
36 みよし市	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	2,123,000	3,223,000		○		必要
37 あま市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩参考基準を超えている世帯についても現在の状況等を把握して決定。生保見直し以前の基準で措置			○			—
38 東郷町	1.3		153,000/月	249,000/月	○			—
39 長久手市		面談により、収入状況等を聞きとり、教育委員会で審議。生保基準は参考にすが認定基準にはしない			○			—
40 豊山町	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑩	1,824,840	2,489,808	○			—
41 大口町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩					○	—
42 扶桑町		国の基準に準ずる					○	—
43 大治町	1.2	①⑦⑩罹災・失業等特別な事情により生活が急変した者、または経済的に困窮した者	算出していません				○	—
44 蟹江町	1.1		約240万	約300万	○			—
45 飛島村		国の認定基準にあたっての目安に添って認定。現在の対象者が縮小することはない。	所得基準は設けてない。申請した家庭のヒアリングをして決定				○	—
46 阿久比町	1.4 超	児童扶養手当の所得制限を準用	2,300,000	3,060,000			○	—
47 東浦町	1.4 超	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 児童扶養手当の所得制限各基準	2,380,000	3,140,000			○	—
48 南知多町	1.3		1,963,338	2,631,668			○	—
49 美浜町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	持ち家 1,651,026	持ち家 2,631,668			○	—
50 武豊町	1.3		持ち家1,955,642 借家2,682,602	持ち家2,617,940 借家3,344,900			○	—
51 幸田町	概ね 1.5		約184万	約432万			○	必要
52 設楽町							○	—
53 東栄町		①要保護に準ずる程度に困窮しており、教育委員会で認めた者			○			—
54 豊根村	個別 対応	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者・学校の納付金減免者・納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者、または学用品、通学用品等に不自由している者で保護者の生活が極めて悪いと認められる者、経済てきな理由による欠席日数が多い者			○			—